

方法論への試み

—社会福祉“学”をめざして

たなべ・ひでのり

1. 「論」より「学」への脱皮

社会福祉学4単位の講座で、その中味を筆者の場合、4つのパートに大別している。

方法論、施設論、社会事業史、現代福祉論と、並び立てればこのようになるが、この中の“方法論”が問題の多い部分である。

もともと社会福祉学は実践科学として発達し、試行錯誤の実践の中から、やがて社会科学の一部門として理論化が試みられるようになった。しかし学問体系として十分熱さない中でトータルなセオリーを求めると、足が地につかない形式論理をもてあそぶ危険がある。さればと、実践的な部分、例えば social work をやや系統的に理論めいて記述しようとする、ライン（現場）で役に立ちそうにないものを仕立てることになってしまう。

ここであまりテーマをひろげるつもりはないが、学問の発達段階を一般的にふりかえれば、次のようになろう：①神話的・②弁論的・③記述的 (descriptive)・④法則的の4段階 (steps)。自然科学の大部分は、この③と④に到達していると見なされる。ただし数学だけは特別な領域で、それは tautology (同語反復) の体系を形づくる。それは無定義概念から出発し、一定の公理群の組み合わせによって、万般の変化を展開する。最初の公理の立て方によって、異なる体系を作ることができる。相互に無矛盾・独立性があれば、任意の公理体系の創出が可能である。数字が自由な体系といわれる理由もそこにある。しかしそれ以後の展開は、厳密に行われ自由や恣意の入りこむ余地がない。最初の公理グループを組み合わせで定理群が生れ、それをまた適宜組ませて変化群を形づくる。しかしいかように変化しようとも、それは最初の仮定 (公理) の範囲外のことを示すことはあり得ない。厳格にそ

の範囲内にあって、変化相を示している。tautologyといわれる所以である。途中に恣意が入りこまない、組み合わせによる変化相は多様である。この2点が数学をして、自然諸科学の発展、特に厳密科学としての物理学に役立たしめるところが多かったことになる。

社会諸科学の場合は対象が複雑なため、発達段階は自然科学にくらべて大きくおけている。希望の見方を排して公平に考えれば、それは大部分は②の弁論的段階（ああでもないこうでもないの、議論のための議論）に止まり、一部がようやく③の記述的段階（事柄を客観的にできるだけ正確に述べようとする）に達したに過ぎない。

そのような状況の下で、いま一挙に例えば社会福祉論を学に編成することには無理があろう。同じ事情はより基礎的な分野を担当する社会学についてもあてはまることであって、例えば次の記述にもその間の事情を見てとることができよう。

「社会学における理論指向は、歴史・社会事象に関してなぜという問いに答えを出す能力を実現してきたという点で、それら事象の生起に説明を与えることが理論の目的であるという科学哲学からの一般的要請をみたまものである。ただ、科学的説明の最も主要な類型である一般化的言明の単称言明への適用の事例を考えてみると、自然事象の場合に比して社会学的一般化はそれの適用可能性が限られていることが少なくなく、ここに社会学を科学として考えることの限界という問題があることをまったく否定するわけにはいかない⁽¹⁾」

この小稿では“方法論への試み”として、2つの分野を取りあげる。1つには方法論そのものの成り立ちを考え、更には方法を二分類してその一般化を試みた。いま1つはソーシャルワークの中のケースワークについて、より実践的な解明を心がけた。他の分野における同様の理論化への試みについては、稿をあらためて提出することにしたい。

2. 方法論の基本命題

(fundamental proposition on method)

(1) はじめに実践ありき

それを強調しすぎると、現場（ライン）主義に徹しすぎるとの批評をいただくことが多い。それでもライン重視・実践尊重の立場は変えるつもりがない。

それは世間によくある誤解、間違った先入主を意識して、それを排除する気持が強く働くからである。第一線のソーシャルワーカーにしろ、関係の行政マンにしろ、社会福祉の方法は、大（後に述べる“一般的方法”）にしろ小（後に述べる“具体的方法”）にしろ、何れも法律によって天下り式に与えられるものか、または外国の文献等によって輸入されるものであるか、何れにせよ他動的に与えられるものとして受けとめる向きがある。そのようにはっきり意識ないし言明しないまでも、暗々裡にそれを肯定または前提として考えることが多い。

そうではないとしてその反証をあげるのに、例えばケースワーク（法）生みの母といわれるメリー・リッチモンド（Mary Richmond, 1861-1928）の事績一つだけを見てゆくことで充分であろう。——たしかにわれわれは戦後それを輸入し、先人の労苦を顧みることもなく楽々それをソーシャルワークの中心に位置づけているのだった。

物事はすべて、どこかにはじまりがある。川を溯れば源流に行きつくようなものだ。メリー・リッチモンドとても、零から出発したのではなかった。先人の跡を追うことからはじめた。いまから100年ほど前の、アメリカ各地の名も無きボランティアたちの、友愛訪問活動（friendly visiting）がそれである。

その友愛訪問員たち（friendly visitors）が、どのようにして仕事の正しい方法を会得したものか、今となってはよく分らない。多分ライン（この場合、現場の意）にとびこみ、具体的ケースと真剣勝負で取り組む課程で、体得したものと思われる。それは一言で表現すれば、“友として”（as a friend）に盡きる。相手方がどのような態度をとろうとも（粗暴な振る舞い、アルコール依存症、不潔な生活態度などが仮にあったとしても）、常に対等の友人として接し、辛抱強く彼または彼女の立ち直りを援助するのである。今日ソーシャルワークの根底に、“非指示的”（non directive）なものが一貫して流れていると見なされているが、そのことと軌を一にすることで、100年ほど前にアメリカの、繰り返すようだが名もなきボランティアたちは、正しい基本に到達していたことになる。

ここで本論からそれるようだが、メリー・リッチモンドの事績で見落したくない2点があることに、触れておこう。1つは彼女が、就職前に自己研修をしていたということである。今日でこそ研修ばやりで、フレッシュマンを

迎えた各企業・官公庁は、各職場に配属する前に、みっちり新入社員研修会を実施している。研修はそれだけに終わらない。中堅社員に対しても行われ、いわゆる現任訓練 (training in service) が盛んである。退職間際の職員対象の、退職後に備える勉強会すら行われていて、なにもそこまでしなくてもと思われることすらしっかり実施されている。

こういう研修は、受ける側が受動的で身が入らずに、従って効果のほどは期待されているほどにはあがらないことが多い。On the contrary, リッチモンドの場合は、まるで違う。

アメリカ東海岸の小さな町バルティモア (BALTIMORE) に住んでいた彼女は、偶然の機会です仕事上トラバークを果すことになった。いままでの就業先 (小売店・ホテルなど) は、何れも性に合わないと感じていた。それがやがて自分の生涯をかけた天職になるとも知らずに、バルティモア慈善組織協会 (Charity Organization Society, 今日で言う社会福祉協議会に相当する、ボランティア団体) の欠員補充の募集に応じ (会計係1名)、幸い採用された。採用内定から就業までの短い期間を、彼女はこの道の先輩たち (friendly visitors) を探して、指導をうけた。自己研修の見本みたいなことをやりとげて、それがリッチモンドをして、この道で大成する素地となった。

いま1つのことは、彼女がラインとスタッフの双方を、ともに見事に果したという点であって、このあたりは世間の評価からは見落されている。ラインは組織の目的とする仕事そのものに従事し、スタッフはそれがうまくゆくように組織内部で援助調整する。例えば学園の場合、事務職はスタッフであり、教員はラインに属する。この両者が車の両輪の如く、協同して働くことが必要とされる。すべての人間集団は一般に、組織として見れば、必ずラインとスタッフの役割分担が分れるが、問題はその評価である。とりわけ行政組織においては、スタッフ重視の誤った考え方が現在も続いており、それが組織の生き生きとした弾力的な運用を妨げていることについては、拙著⁽²⁾で具体例をあげて指摘した通りである。

会計係 (スタッフ) として採用されながら、M. リッチモンドがその仕事 (実質は募金活動) を十分に果して、なおかつ友愛訪問活動 (ライン) に身を挺し、そのラインの中から方法としてはより高度のケースワーク (法) を生み出していったのだから、見事という外はない。

はじめの立論に戻って、ものごとにはすべてはじまりがあり、福祉の方法(論)においては、それがライン(現場)にとびこみ具体的ケースと真剣に取り組む過程で生じる(創る)ものであることは、上記の2例(アメリカの友愛訪問活動、M. リッチモンドの実践)によっても明らかであろう。

しかしこれらの関係については、既に拙著⁽³⁾で基本的な部分は明らかにしている。そこでは要約した一つの関係式として、「現場・ケース+努力・工夫→方法」を示した。⁽⁴⁾本稿ではこれらをさらに発展させ一般化して、方法論の基本命題といったものに到達したい。それには前提として、次の2項目を必要とする。

(2) 方法の2大分類

社会福祉実践上の方法とは何か。それは広義に捉えれば、社会保障システムを包含し更に住宅政策や立法政策にまで及ぶものとされる。しかし一般的には狭義に捉える。標準的なテキスト⁽⁵⁾によれば、「これはアメリカのソーシャルワークの伝統的な見解によれば、ソーシャルワーク実践のための専門的方法の体系を意味し、具体的にはケースワーク、グループワーク及びコミュニティ・オーガナイゼーションを基礎的方法として、これらに加えてソーシャル・アクション、アドミニストレーション及びリサーチの6つの方法から構成されているとする立場である」ということになる。

狭義には方法としての技法(ソーシャルワーク)は、たしかに以上に盡きている。それは歴史の経過とともに、実践過程の中から創られてきた。社会福祉の分野において、それは施設等のストックに対比される、いわばフロー的性格の豊かな資産を形成している。

方法をこのように解することに、疑問はない。しかしここで方法の定義を一般化(genelarization)して、一般的方法(general method)プラス具体的方法(concrete method)とすることは可能ではないだろうか。ここで一般的方法と名付けるのは、従来の方法そのものであり、それは広く社会福祉分野全体をカバーする。どの分野でも使えるのである。全体をカバーだけでなく、時には他の分野(社会教育など、あるいは人権問題にも)にまで及ぶ。グループワーク⁽⁶⁾(social group work)、オープンケア⁽⁷⁾(open care)など、その例である。

具体的方法と名付けるものは、これと対照的に、それぞれ特定の狭い分野

にしか使えないものである。例えば、次のようなものである。

①ベッド・スクール⁽⁸⁾……在宅重症心（重度重症心身障害児）にのみ役立つ方法

②指文字⁽⁹⁾（普及）……ろう者のコミュニケーションに役立つ。

③家庭奉仕員（制度）……介護を要する高令者等に派遣する。

特定の狭い範囲にのみ適用の意味は、分りやすい例で示すと、ベッドスクールを高令者家庭に持ちこんでも仕方ないことだし、指文字を肢体不自由者に使用しても場違いのものだ。適用が的を射れば著効があるし、適用を違えれば殆んど役に立たない、ということになる。具体的方法は、特効薬に似たところがあると言えよう。

ソーシャルワークの一般性と比較してこの著しく局限された性格は、それでもそれが（具体的方法それぞれが）ラインの中実践の場で形作られるものである点で、一般的方法と（発生の）軌を一にするものであることによって、同じ方法論の中に包みこまれることができる。

方法 { 一般的方法（＝ソーシャル・ワーク）
 { 具体的方法

方法をこのように2大分類したところで、いま1つ検討を要するものが横たわっている。

(3) 具体的方法と「福祉の措置」

多数説というよりもむしろ通説と表現すべきか、「福祉の措置」は福祉法規に規定された諸々のそれに限定する考え方が一般的である。「社会福祉の措置——社会福祉の諸法令に基づいて行政権限、行政責任を発動するため、行政権限を有する者がサービスの必要性を選別し決定して事実行為を発生させること、およびそのための公費負担行為を指す⁽¹⁰⁾」

その同じ定義付けにおいても、「わが国の福祉サービスの大部分は、社会保障制度の国家運用に組み込むため、個々の権利が法令に基づく措置として決定されている。それだけ権利性は明確になるが、立法上は職権主義や任意規定である場合が多く、手続きに関する規点も生活保護の決定を除くと曖昧さが残されている」（傍点は筆者）ところが注目されねばならない。

たしかに福祉法規には、「福祉の措置」、「措置する」、「措置権者」などの用語がよく用いられる。むしろそれは、措置体系と見なし得るほどである。

更に殆どどの福祉法規には、「福祉の措置」なる章を内臓しているのであって、当該法規の目指す具体的内容が、そこに盛り込まれている。(生活保護法のみは、該当する章が見当らないのは、全編これ福祉の措置(公的扶助に関する)そのものであるからであろう)。

具体的内容が「福祉の措置」に盛り込まれているわけであるが、それが仮りに福祉サービスの内容であっても、措置体系に組み込まれる以上、行政の(どちらかというと一方的な)行為決定といった形式を帯びることになる。それが果して、時代の進展とともに、いつまでも妥当するものであろうか。

もともと福祉6法は、戦後間もない昭和20年代と30年代に制定された。その時代においては、公権的に国民の福祉を選択し、決定し必要な予算を確定し、国民の権利を確保する必要があったと思われる。その措置体系のレーゾンデートルは、今日決して失われているわけではない。しかし時代が進み豊かな社会、高令化・高度化の社会にあっては、必ずしもそぐわない面も出てきた。

保育所に子どもをあずける場合は、どうであろうか。児童福祉法は、「保育に欠ける」児童を、保育所に「措置する」と定める。その仕事を担当するのは、福祉事務所である。はじめの頃は、保育所の数と措置を要する子供たちの間にアンバランスがあって、福祉事務所には「積帯児」が書類上山積みされていた。

そのアンバランスは、現在についても言えることである。たゞし、内容が逆転している。子どもの数が減り、保育所は整備されて、「定数割れ」現象に、関係者は頭を痛めている。

そんな状態であっても、保育所に「保育所に欠ける」児童を「措置」するシステムは、変更されることなく続いている。制度が一度確立されると、状況が一変しても変更しないという、制度のもつ保守性が、ここにものぞいている。

父母と保育所の自由契約にしたら、との意見に対して、それでは「保育に欠ける」児童の認定があいまい、つまり必要とされる児童が分りにくいとの心配が出ている。中間案として、認定は従来通り福祉事業所に残し、どの保育所にするかは選択に委ねる、自由契約である。——しかし制度は一步も動きを出そうとしていない。

しかし必要は、いつの間にか不足しているものを補い、生み出してくれる。

措置体系はそのまゝに、成長する社会のニーズを満たす制度として、「要綱」が次々に出されるようになった。各省庁の制定するそれは、国会の議を経ていないから、法律ではなく、従って強制力はない。しかし予算の裏付けを得て、それを各都道府県・市町村へ奨励することはできる。

いま実務家の手許にあるのは、部厚い社会福祉六法である。そこには、法律、その施行令、施行規則、それらに基づく細目（例えば基準等）が登載されている。これらは法律と一体化したものである。例えば（分野は異なるが）“学習指導要領”なるものは、学校教育関係の法令を補定するもので、法令と同じ側にある。

要綱はそれと異なるラインにある。それは法律に反しない範囲において、制度を創設している。各省庁限りの決定であるから、（予算の裏付けは要るものの）時代の変遷に即応しやすい。

社会福祉六法には、それらの要綱も盛り沢山に収納されている。そして実務家の中には、タイトルの六法にまぎれて、要綱も法律と思ひこむ向きすらある。

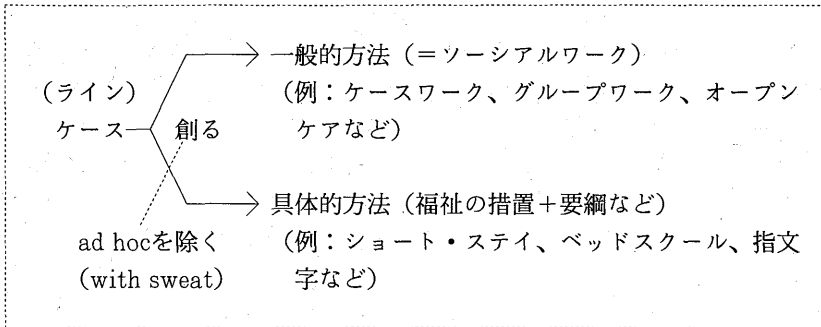
先ほど提出した“具体的な方法”には、この要綱に基づく各種サービス体系を含ましめる。勿論法的制度としての「福祉の措置」が含まれていることは、言うまでもない。両者を合体したものである。更にいま一步を進めて、指文字普及のように、未だ要綱にすら取り入れられていない方法も、それがある分野に有効なものである限り、その中に含ましめたいと考える。

従って具体的方法には、国の政策として権限を伴って実施されるもの（法律）、所管省庁の事業として奨励的に進められるもの（要綱制定、次官名による各自自治体の長への通知、政府予算措置—補助金、など一連のものを必要とする）、およびニーズ（潜在的なものであっても）に対応する社会システムとして有効と考えられるものが考えられ、それらを包括するものとして定義づけることとなる。

従って先述の方法論に関する簡単な関係式は、次のより一般的なものとして発展させることができる。

(4) 方法論に関する基本命題

この命題の主張するところは、ソーシャルワークのような一般的方法であれ、ホームヘルパー（法）やショート・スティ（要綱）のような具体的方法



であれ、ともにライン（この場合、現場の意）にとびこみ、具体的ケースと取り組む課程で創られるものであること、に盡きる。

高齢者家庭に対するホームヘルパー派遣制度を、沿革的に見てゆくと、そのことがよく理解されよう。それは現場の必要性から、昭和30年代半ばから（この時期は、日本経済の高度成長がはじまった、わが国にとって上り坂の、みんなが希望をもち、福祉の分野でも従来のぎりぎりのところを保障する立場から一步をふみ出し、“福祉を高める”方向へ転じつつあった時であったことを思いおこしたい——時折思うのだが、なにしろ世間は健忘症である）、かなりの数の自治体（県・市町村）によって、単独経費をもって実践され、それを昭和38年の老人福祉法の“福祉の措置”に取りこみ、いわば数年を経て認知されたものである。

その外の事項でも、実践現場に近い自治体で先鞭をつけていったものが多い。施設としての通勤寮（社会復帰のためのhalf way house）にしても、そうである。千葉県内に立地していた日向弘済学園通勤寮など、そのパイオニアの仕事ぶりが注目され、それが後年制度化されていった。すなわち、精神薄弱者通勤寮運営要綱（昭46. 12 厚生事務次官通知）がそれである。

昭和50年代あたりから、その自治体対政府の新規事業をめぐる立場が逆転し、ラインに近いはずの自治体側が、次第に受け身になり、示される新規施策に追いまわされ、その消化に後手にまわる仕末となった。最近の老人福祉法の改正によって、老人福祉等が一次的に市町村の責任とされたことなど、当然のことを今更法律改正でしてまで織りこまねばならない現状を反映している、と見なすことができよう。

基本命題中の、“創る”につけ加えて、“ad hoc（いいかげんな、思いつき

の)を除く”としたのには、ある意味が含まれている。高度成長期の波に乗り、予算も増えて各自治体が福祉分野についても、パイの論理で経費を新規に増やし新しい事業に自発的な手をつけていっていた頃、現実には立脚しない人気取り施策もかなり見うけられた。バラまき福祉とも批評されたそれらは、自然消滅の道を辿るのだが、そのようにして生み出された“方法”は、根なし草であって、この命題を充たしていない、として除外する意である。しっかり汗 (sweat) かけて努力してこそ、方法も生れるものである。なお、ad hocは、科学史などでad hoc hypothesis (いいかげんの仮説——フロギストン仮説のような) と使われることのある基本用語であるので、ここで使用した。それを除くとは、額に汗して (with sweat) ということになる。

なお現場でケースに基き考えるといっても、むやみに試行錯誤を試みるわけではない。そこには‘見当をつける’見通しの下、作業が行われる。福祉分野でよく使われる用語を使えばwith insight (見抜くこと) ということになる。

3. ケースワークの実践的展開

(1) 在来の解説法

方法の中の一般的方法 (ソーシャルワーク) の一つとしてのケースワーク (social case work) について、この稿である展開を試みたい。グループワークの問題点、とりわけその社会への応用、またオープンケアの紹介と導入については、既に触れた⁽⁴⁾ ことがあるので、繰り返さない。

ケースワークの解説については、おびただしい刊行物が出されている。それでいて現場ワーカーからは、どうも実践に即使えないとの不満が絶えない。でつい、体験と自分なりの流儀でケースワークをしてしまう。その場合、ソーシャルワークの基本であるべきnon directive (非指示的) すら忘れられてしまう危険がある。

今でもよく引用される、M. Richmondの与えた古典的定義とは、次のようなものであった。「人とその社会的環境との間に、個別的に、効果を意識して行う調整によって、その人の人格を発達させる諸過程からなる」

また、一般のテキストでは、ケースワークの原則として、個別化の原則、自己決定の原則、専門的援助関係の原則、秘密保持の原則を掲げ、それぞれに簡単な説明がついている。また、ケースワークの過程として、インテーク、

調査、診断、処遇が挙げられている。

専門的テキストには、もっと突っこんだ説明を加えているものが多い。Making the best of the client's resources (問題をもった相手方を囲む資源を最大限に活用すること)を掲げたMalcolm Payneの“Social care in the community”(地域社会における社会的援助)においては、次のように述べる。

“Every client in difficulties has resources around them which might be used to their benefit, In one sense, enabling and supporting and resolving conflicts are forms of mobilising resources.⁽⁴³⁾”(誰でも社会的に困難な問題をかかえた相手方は、その人たちの役に立つ可能性のある《社会的》資源を、自分の周囲にもっているものである。ある意味では、《資源と利用との》不一致に敢えて手をつけ、それを保ち、識別してゆくことが、資源を動員する方式ともなるのである)。“Relatives and neighbours may similarly be able to offer a variety of resources. Availability may be one of them. In some cases a relative may not be willing or able to provide continuing care but agreeable to be on call for an emergency. It is worth looking wider than the conventional.⁽⁴⁴⁾”(親せきとか近所の人とかは、どちらも同様に、資源といってもその変化したものだが、それを提供することができる。あるケースでは、親せきの人を経続したケアをしてあげることは気がすまなかつたり不可能だつたりしても、緊急の場合に呼び出しを受けて駆けつける位のことには同意することだってある。普通に考えられるよりも、もっと広く見ることが大事である)

この外、ケース・スタディを含めて、ケースワークの在り方について、解明の努力がなされている。

(2) C. W. の実践的展開

外来のカナ文字は、不必要なまで使う必要はない。筆者は、クライアント(医者に対する患者、弁護士に対する訴訟依頼人、ソーシャルワーカーに対する社会的問題をかかえた人)という便利な言葉すら使わない。日本語で外国語に訳せないような、いい用語があるのだから、もっと国語を尊重して使うべきだ。

ケースワークの過程と諸原則を一緒にした、より実践に近いものを、次に

試みる。

前提として、ケースワークは、社会的問題をかかえた人とワーカーとの一対一の関係であることを、まず確認する。そこでは百年前からの伝統である as a friend (対等の友人として) が、息づいていなければならない。当然に non directive (非指示的) な対応となる。

それにしても、相手が問題をすっかり話してくれねばならない。そこから、仕事が始まる。

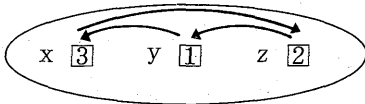
① 聞き上手

さあ話さない、と開き直られたのでは話しにくい。それは聞き下手というものである。聞き上手とは、まず“思い入れ”の気持と態度がワーカー側からにじみ出なくては。(これ、英語に訳せます? ‘思いやり’とは違いますよね。‘warm hearted attitude’と3語連ねても、この日本語のもついい味がでてこない!)

思い入れとは、相手のことに真底一生けんめいになっている心の状態である。相手を想う心、だから男女関係だったら恋愛になりかねない。見せかけだけの思い入れでは、相手は見破り感じてくれない。全部話してしまう気になれない。

話しはじめてからは、表情なり簡単な受け答えの“合いの手”が要る。黙って告白を冷たく聞く、のであってはならない。暖かく聞き入るのである。

② 話の整理・補完



模式的に示すと、上図のようになる。問題をすっかり話してくれたといっても、それは時にはたどたどしく、順序不同で、未整理のものであることが普通だ。

ワーカーは頭の中で、それを整理・補完せねばならない。まず、話の順序不同はすぐに直せよう(図の3, 1, 2)。次にすっかりといっても、欠落部分があるものである。その対応が大事だ。

① xは、うっかり忘れた小さな部分である。そういうこと、よくあることだ。それはしかし前後の文脈(context)によって、簡単に補うことができることが多い。なお不明なら、問いかけを行う。

- ② Yとは、意識的におとした部分である。いくら思い入れよろしく、合の手十分でも、ひとは誰しも自分をカッコよく見せたい気があるから、このところだけは伏せておきたい、言えば自分がみじめに見える、という部分はあるものである。

それをどうするか。問いかけても言わないだろう。ワーカーがcontextとinsightによって自身頭の中で補うしかない。それがうまくできるかどうかは、努力と経験によって差が出てこようが、Yだけではない。全体が語り手に都合よく色がついていることを、忘れてはならない。(自分のことを語った諸先輩の文、思い出してみると参考になる。あまりにも本人がカッコよすぎる。多分に都合のよい脚色があるとみなされる)。従って全体についた色をはがして、できるだけ客観的なストーリーに直す作業要る。

- ③ Zとは、一番むつかしい欠落部分である。これは、本人すら意識にはっきり上っていない問題点で、当然話から落ちている。本人だから自分のことをよく知っている、とは限らないものである。事態を客観的に見ていないのだから。

これすら、insightで補う外はない。努力と経験が、最も物を言う部分である。

- ④ 逆説明 (Inverse explanation)

相手の話の内容が上記のように補完されたところで、今度はワーカーが話す番である。“それでは、あなたの抱えている問題とはこういうことでしょうか”として、ワーカーが相手方に彼または彼女のかゝる問題を説明してあげるのである。Inverse explanationと訳したのは、カウンセリングでいわれるリピート (repeat) と違うものであることを明らかにするために、訳語を加えた。(リピートも有用である。相手の言ったことをそのまま繰り返すことが、場合によって役に立つ。)

逆説明の効果は、すぐ2つあらわれる。1つはつけ足しのようなものだが、相手方が一ぺんにワーカーに信愛の念をよせることである。(市販のテキストには、クライアントとの間にラポールを生み出さねばならないとあって、その具体策には触れていないのと比べていただきたい)

もっと大事な効果は、相手方がはじめて自分の問題を、はっきり認識することである。これによって彼または彼女は、直ちに自分の問題の処遇

方針が自づと出てくる。(一般に、問題の所在を知った者は、半ば解けたのも同様、といわれる) —ここは市販のテキストの自己決定の原則に相当する。

④ その方針の下で、社会資源の活用。

ここまでくると、あとはワーカーが専門家としての腕のふるい所となる。相手方は自分で方針を立てても、その具体化のための知識がない。そこは、諸制度の活用、各種資源の利用など、ワーカーが道をつけてあげればいい。

とかく熱心で間違った方法 (directive) をとるワーカーは、上記の①～③を省略して、いきなり④の自分で動き出すところから始めるのである。

このように見てくると、先に引用したリッチモンドの古典的定義も、生きてくるように思える。—人とその社会的環境の間に、個別的に、効果を意識して行う調整によって、その人の人格を発達せしめる諸課程から成る。

注

- (1) 富永健一「社会学原理」、1986年、岩波書店、P.38～P.39。
- (2) たなべ・ひでのり「色難^{いろがたし}—生きている福祉」、1980年・1983年改訂、相川書房中の第2部第1章「ラインとスタッフ」参照。
- (3) 同上、第2部第2章「はじめにケースありき」。
- (4) 同上、P.117。
- (5) 鬼崎信好ほか編「改訂社会福祉—その理論と実績」、昭和61年、中央法規出版。
- (6) たなべ「グループワークとパターナリズム」、論集22号、平成元年3月参照。
- (7) たなべ「オープン・ケア—転換期の福祉社会が目指すもの」、論集20号、昭和62年3月参照。
- (8) (2) に同じ。P.123～P.129。
- (9) (2) に同じ。P.67～P.89。
- (10) 仲村優一ほか編、現代社会福祉事典、昭和63年12月改訂新版、全国社会福祉協議会、P.247。
- (11) (6) と (7) を指す。
- (12) Malcolm Payne, Social care in the community, published by MACMILLAN EDUCATION LTD, 1986。
- (13) (12) のP.76。
- (14) (12) のP.77。